

議案第54号

さいたま市医療法施行条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市医療法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市医療法施行条例の一部を改正する条例

さいたま市医療法施行条例（平成24年さいたま市条例第75号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>（療養病床を有する診療所の従業者の基準）</u></p> <p><u>第5条 法第21条第2項第1号の規定により療養病床を有する診療所が有しなければならない従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。</u></p> <p><u>(1) 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1</u></p> <p><u>(2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1</u></p> <p><u>(3) 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実状に応じた適当数</u></p> <p><u>2 第3条第2項の規定は、前項第1号及び第2号に掲げる事項について準用する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（療養病床を有する診療所の施設の基準）</u></p> <p><u>第6条 法第21条第2項第3号の規定により療養病床を有する診療所が有しなければならない施設は、第4条第1項第2号に掲げる施設とする。</u></p> <p><u>2 前項の施設の構造設備の基準は、第4条第2項第2号から第4号までの規定を準用する。</u></p>	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(療養病床を有する診療所の従業者の基準に関する経過措置)

2 療養病床を有する診療所における従業者の員数は、当分の間、この条例による改正後のさいたま市医療法施行条例第5条第1項第1号から第3号までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

(1) 看護師、准看護師及び看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が2又はその端数を増すごとに1。ただし、そのうちの1については、看護師又は准看護師とする。

(2) 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実状に応じた適當数